

**WEB×COPYRIGHT LAW**

**WEBと  
著作権法  
問題集** PDF版

株式会社サンビジネス  
Sunbusiness, Inc.

## この本について

---

### 本書の内容

WEBに関わる業務を行っていく上で、知っておきたい著作権法の知識について、5題の問題が出題されます。

## 問題 1

---

甲は、乙が作成し管理しているWEBサイトに無断でリンクを張った。この場合において、WEBサイトに無断リンクを禁止する旨の表示があったとしても、甲の行為は著作権侵害にはならない。

1. ○

2. ×

## 問題1 解答

---

解答：○

### 解説

甲は、乙のWEBサイトにリンクを張っていますが、この行為はWEBサイト自体の複製ではありません。したがって、甲の行為は、著作者である乙の複製権を侵害することはありません。

また、無断リンクを禁止する旨の表示があったとしても、それが著作権法上の法的な効果を生じさせることはありません。

よって、答えは「○」となります。

### 複製権とは

複製権とは、著作物を複製する権利のことです。著作権法21条において、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」と規定されているものです。

具体的には、例えば、WEBサイトのソースコードを無断でコピーしたり、勝手にミラーサイトを作成するような行為を行うと、複製権侵害にあたります。

## 問題 2

---

WEB制作会社の甲社は、グラフィックデザイナー乙に、WEBサイト用のイラストの作成を委託した。この場合において、当該委託契約の契約書に、著作者人格権を譲渡する旨が記載されていれば、甲社は、乙より、当該イラストに関する著作者人格権を譲り受けることができる。

1. ○
2. ×

## 問題2 解答

---

解答：×

### 解説

著作者人格権とは、著作者の人格的利益を侵害するような態様で、著作物が利用されることを禁止する権利のことです。この権利は、著作者の人格と結びついた権利であるため、譲渡することは認められていません。したがって、甲社と乙との間で契約があったとしても、著作者人格権の譲渡は認められません。

よって、答えは「×」となります。

なお、このような委託契約においては、「著作者が著作者人格権を行使しない」旨を定めるのが一般的です。

### 著作権法第59条

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

### 問題 3

---

甲社は、WEBデザイナー乙に作成してもらったWEBサイトについて、乙の承諾を得ずにソースコードの改変を行った。その改変が、新しくリリースされたWEBブラウザへの対応を目的としたものであった場合には、デザイナー乙は、甲社に対して、同一性保持権侵害を主張することはできない。

1. ○
2. ×

## 問題3 解答

---

解答：○

### 解説

同一性保持権とは、著作者の意に反する変更、切除その他の改変を禁止する権利のことで、著作人格権の一つです。本問では、甲社は乙社の承諾を得ずにWEBサイトの改変を行っているため、甲社の行為は同一性保持権侵害に該当するようにも思われます。

しかし、著作権法第20条第2項第3号において、「特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため」の改変等は、同一性保持権侵害に該当しない旨が規定されています。甲社が行った、新しくリリースされたブラウザに対応させるための改変は、この規定に該当するため、同一性保持権侵害には該当しません。

したがって、答えは「○」となります。

### 著作権法第20条

#### 第1項

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

第2項 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

第1号 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

第2号 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

第3号 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変

第4号 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

## 問題 4

---

改変自由な条件でインターネットを經由して広く無償で配布されている、いわゆるオープンソースのコンピュータ・プログラムは、著作権で保護されていない。

1. ○
2. ×

## 問題4 解答

---

解答：×

### 解説

プログラム著作権法上保護される著作物として、著作権法第10条第1項に例示されています。したがって、コンピュータ・プログラムは、著作権法上保護されます。

本問において問われているオープンソースのプログラムは、一定の条件内で自由な利用が認められているものですが、著作権法上の保護がなされないわけではありません。

よって、答えは「×」となります。

なお、この問題は、平成20年の弁理士短答式試験の問題19として出題されました。

### 著作権法第10条

第1項 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

第1号 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

第2号 音楽の著作物

第3号 舞踊又は無言劇の著作物

第4号 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

第5号 建築の著作物

第6号 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

第7号 映画の著作物

第8号 写真の著作物

第9号 プログラムの著作物

## 問題 5

---

甲は、自ら撮影した東京スカイツリーの写真を、WEB上のフォトアルバムで公開した。この場合において、甲の行為は、建築物としての東京スカイツリーの著作権を侵害することはない。

1. ○
2. ×

## 問題5 解答

---

解答：○

### 解説

東京スカイツリーは、屋外に恒常的に設置されている建築の著作物に該当しますが、こうした著作物は原則として自由な利用が認められています(著作権法第46条第1項)。ただし、建築の著作物を建築により複製したり、その複製物を譲渡により公衆に提供する場合には、著作権を侵害することとなります(著作権法第46条第1項第3号)。

本問では、甲は、建築物自体を複製しているのではなく、写真を撮影してWEBサイトに掲載しているにすぎないため、著作権侵害とはなりません。

したがって、答えは「○」となります。

なお、他人が撮影した写真を用いる場合には、写真についての著作権は撮影者が有することになるので、注意が必要です。

### 著作権法第46条

第1項 美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

第1号 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合

第2号 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合

第3号 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合

第4号 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合